

麻生区地域包括ケアシステム推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市における地域包括ケアシステムの構築に向け、麻生区における施策の企画及び立案を行い、地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく具体的な取組を実施するため、麻生区地域包括ケアシステム推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区域における地域包括ケアシステムに係る企画及び立案に関すること。
- (2) 区域における地域包括ケアシステムに係る施策に関すること。
- (3) 区域における待機児童対策に係る施策の推進及び協議、調整に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副区長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げるものをもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは、関係者の

出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(プロジェクト)

第6条 推進本部に付議する事項に関し必要な事項を調査・協議するため、推進プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置することができる。

(事務局)

第7条 推進本部及びプロジェクトの庶務を処理するため、事務局を地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域ケア推進課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

区民サービス部長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 所長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 副所長
道路公園センター所長
まちづくり推進部総務課長
まちづくり推進部企画課長
まちづくり推進部地域振興課長